毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 公告

所管課 (室)名

測量の終了

- 建設企画課
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧

砂防課

◎ 長崎県病院企業団条例

・長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

・長崎県病院企業団職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団

"

◎ 雑 報

一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

公 告

測量の終了(公告)

測量法(昭和24年法律第188号)第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定により、長崎河川国道事務所大村維持出張所長から公共測量(1級基準点測量・2級基準点測量・3級水準測量)を次のとおり終了した旨の通知があった。

令和4年1月11日

長崎県知事 中村 法道

公共測量終了の地域及び終了日

	地	域	終了日
諫早市 長野町~貝津町			令和3年12月22日

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧(公告)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則(平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域(以下「警戒区域」という。)及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域(以下「特別警戒区域」という。)として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和4年1月11日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和4年1月11日から令和4年1月24日まで(土日祝日を除く勤務時間内)
- 2 縦覧場所 長崎振興局建設部砂防課、長崎市土木部土木防災課、長崎市北総合事務所地域整備課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
- (1) 長崎市川平町、上黒崎町

急傾斜地の崩壊

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定 しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙(規則様式第1)に 記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送(当日消印有効)により提 出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるも の又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合 は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎 市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先

〒852-8134 長崎市大橋町11-1 長崎振興局建設部砂防課

長崎県病院企業団条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年1月11日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第1号

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第1号)の一部を次のよう に改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

(使用料)

第4条 病院事業においては、診療及び検査の区分に応じ、 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢 者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71 条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める診療報酬 の算定方法により算定した額の使用料を徴収する。

 $2\sim6$ 略

- 7 介護保険法に定める介護予防通所リハビリテーションの 場合は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に 関する基準により算定した額の使用料を徴収する。
- 8 前各項の規定により算定することができないものに係る1 前各項の規定により算定することができないものに係る 使用料については、企業長が別に定める。
- 9 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、企業長 8 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、企業長 が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 用料を減免することができる。

(手数料)

第5条 病院事業において診断書及び証明書を発行すると き、生命保険等に係る医師の面談を行うとき又は診療記録 及び公文書の写しを交付するときは、別表第3に定める手 数料を徴収する。

2 略

(削除)

改正前

(使用料)

第4条 病院事業においては、診療及び検査の区分に応じ、 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢 者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71 条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める診療報酬 の算定方法により算定した額の使用料を徴収する。

2~6 略

(新設)

- 使用料については、企業長が別に定める。
- が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。
- 10 企業長は、特別の事情があると認める者に対しては、使 9 企業長は、特別の事情があると認める者に対しては、使 用料を減免することができる。

(手数料)

第5条 病院事業において診断書及び証明書を発行すると き、生命保険等に係る医師の面談を行うとき又は診療記録 及び公文書の写しを交付するときは、別表第3に定める手 数料を徴収する。

2 略

3 介護保険法に定める居宅介護支援の場合は、指定居宅介 護支援に要する費用の額の算定に関する基準により算定し

- 3 介護保険法に定める介護予防訪問看護、介護予防訪問リ ハビリテーション及び介護予防居宅療養管理指導の場合 は、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関す る基準により算定した額の手数料を徴収する。
- 4 前3項の手数料については、前条第9項及び第10項の規 4 前3項の手数料については、前条第8項及び第9項の規 定を準用する。

た額の手数料を徴収する。

(新設)

定を準用する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県病院企業団職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年1月11日

長崎県病院企業団企業長 米倉 正大

長崎県病院企業団条例第2号

長崎県病院企業団職員の服務等に関する条例の一部を改正する条例

長崎県病院企業団職員の服務等に関する条例(平成21年長崎県病院企業団条例第12号)の一部を次のように改 正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前	
(職員の服務の宣誓)	(職員の服務の宣誓)	
第2条 新たに職員となった者は、企業長に宣誓してからで	第2条 新たに職員となった者は、企業長又は企業長の定め	
なければ、その職務を行ってはならない。	<u>る上級の公務員の面前において、</u> 宣誓してからでなけれ	
	ば、その職務を行ってはならない。	
2 前項の宣誓は、宣誓書の提出により行うものとする。	2 前項の宣誓は、宣誓書 <u>に署名押印して、これを</u> 行うもの	
	とする。	
3 略	3 略	

附則

この条例は、公布の日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について制限付一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和4年1月11日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学佐世保校PBL教室映像・音響機器 一式

(2) 調達物品の特質等

映像・音響機器仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年9月16日(金)

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校地域交流棟PBL教室

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り 捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業 者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程(平成17年規程第19号)第3条の規定に該当しない者であること。 なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1 項の規定に該当しない者である。
- (2) ア又はイに該当する者であること。
 - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める資格を得ていること。
 - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。
- (3) この公告の前日において県内企業(長崎県内に本店が登記されている企業及び長崎県内に店舗等を保有して営業している個人をいう。)であること。又は、この公告の前日において県外企業(登記簿上、本社の住所が長崎県外になっている企業をいう。)であっても、長崎県内に支店等を有し、当該支店等において常勤の従業員を雇用している企業であること。
- (4) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2の(2)のイの資格を得るため、本法 人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

(申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先) 4の部局とする。

(提出期限) 令和4年1月25日(火) 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

(住所) **〒**858-8580 長崎県佐世保市川下町123

(名称) 長崎県公立大学法人事務局総務課建設整備グループ

(電話) 0956-59-6778

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

(期間) この公告の日から令和4年1月21日(金)17時00分までの間(大学の休日を除く。)

(場所) 4の部局とする。

(受領)入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和4年1月25日 (火)17時00分までに、4の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、 これに応じること。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札・開札の場所及び期日等

(場所)長崎県立大学佐世保校大学院棟2階 616教室

(期日)令和4年2月4日(金) 14時00分開始

入札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に 確認すること。

- 10 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は

契約保証金の納付が免除される。

- ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地 方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その 履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
 - 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
 - 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
- (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者 を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者 があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

電話代表 (八二四) 二一一四

印刷人 寺 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント

— 4058 —